

発注・請求書対照表

| 番号 | 対象月 | 請求金額 | 請求書 | 品名 | 発注数量 | 生産数量 | 発注書 | 原告の主張 | 被告フォズの 認否 | 被告フォズの 認める金額 | 被告フォズの主張 | 原告の再反論 | 原告の追加証拠 |
|----|----------|------------|--------|-----------------------------|-------|-------|-----------|---|--------------|-----------------|---|--|--------------|
| 1 | 2017年1月 | ¥22,680 | 甲47の1 | Mu機サンプルウィッグ-A | 1 | 1 | 甲48、73 | 人件費21000円+単価350換算として算定している。 モックアップ機による初めての極毛製品サンプル品作成であり、実際に制作したものは1個だった。 原告は、被告フォズに対し、1人工14400円×3日=43200円として提示したが、被告フォズから値引き要請があったため、やむを得ず約半額の21000円として減額調整したものである。 人件費31500円+単価350換算として算定している。 | 否認する。 | ¥0 | 発注書はない(原告提出の証拠は発注書ではない)。 無料サンプル品である。 製品代金ではない高額な人件費の請求は認められない。 | 被告フォズから原告に対しサンプル届出を送付し、サンプル品の作成を依頼したものである。原告は、被告フォズに対し、被告フォズの要望するサンプル品の作成にあり問題点が複数あり、MU機の限界を超えての製造となるため、MU機作業員に加えてネットが真っ直ぐ蛇行しないようシャットピンに調整する作業員として2名が必要となることを通知している。 なお、無料でサンプル品を製造するという合意をしたことはない。 そもそも、被告フォズは当該請求を全額支払っている(乙26)。 | 甲112 |
| 2 | 2017年2月 | ¥34,020 | 甲47の2 | IM機サンプルウィッグ-A | 1000 | 10 | 甲49、74 | 原告は、2017年1月30日ころ、被告フォズからサンプルウィッグ1000個の発注を受けた(甲49、74)。 原告は、2017年1月にインテリジェントマシン(IM機:量産実証実験機)が導入されたため、作業者を2名雇用して製造にあたったが、製造時に糸の未捕捉・不織い・ネット破れ・針折れ・不織い糸の滞留など多数のトラブルが起きたため、オーダーの1,000個もできる状況ではなかった。実際にサンプルとして出来上がったものは10個程度のシート(1枚葉)1つに過ぎなかったため、原告は人件費として精算することにした。 なお、原告は、実際には30万円以上の人件費を要していたが、被告フォズからの減額要請を受けて、やむを得ず減額調整したものである。 分レート30円×時間=単価14400円 作業者名×16日=32=数量として算定している。 | 否認する。 | ¥0 同上 | 被告フォズは原告に対し、発注書を送付している(甲49、74、113)。 「発注書はない」という被告フォズの主張は明らかに事実と異なる。 そもそも、被告フォズは当該請求を全額支払っている(乙26)。 | 甲113 | |
| 3 | 2017年3月 | ¥497,664 | 甲47の3 | IM機サンプルウィッグ生産 | 1 | 1 | 甲50、75 | 原告は、2017年3月9日、被告フォズからファイバーを2色選べたサンプルを1シート12個(1枚葉)の発注を受けた(甲75)。原告は、サンプルを作成後、UNO社に発送している(甲50)。 | 否認する。 | ¥0 | 製品代金ではない高額な人件費の請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない。 | 被告フォズは原告に対し、サンプルの作成を発注している(甲75、甲114)。 原告も被告フォズに対し、サンプル作成依頼を受注し、生産を開始していることを報告しているところ(甲115)、これに対して被告フォズからは何ら異議を出していない。 そもそも、被告フォズは当該請求を全額支払っている(乙26)。 | 甲114 甲115 |
| 4 | 2017年4月 | ¥504,046 | 甲47の4 | IM機サンプルウィッグ出張生産 | 人件費 | 人件費 | 甲51 | 真田製作所へ週4日程度出張生産 人件費 | 否認する。 | ¥0 | | | |
| 5 | 2017年5月 | ¥504,046 | 甲47の5 | IM機サンプルウィッグ出張生産 | 人件費 | 人件費 | 甲51 | 原告は、被告フォズの依頼で、真田製作所に戻したインテリジェントマシンを使用して、サンプル生産を行った。原告は、原告の所在地である茨城県常総市から真田製作所のある埼玉県三郷市まで自動車出張し、作業者4名管理費1名で週4日作業を行った。但し、被告フォズは、2名分程度しか支払えないとのことだったので、3名分は原告で負担することになった。 | 否認する。 | ¥0 | 極毛機を、修理点検で、一旦、真田製作所に引き下げた。原告社員は社員研修のために真田製作所に来ていた。被告フォズは発注していないし、原告の請求を承認していない。原告の社員研修費を負担する理由はない。 | 被告フォズは、原告に対し、インテリジェントマシンを真田製作所に移動するよう指示するとともに、原告社員を真田製作所に派遣するよう指示した(甲116、117)。 原告は、被告フォズに対し、派遣会社ではなかったため、従業員派遣はできない旨を伝えた上で、委託製造業務に付随する出張として、「出張費+交通費+人件費の実費)を集計して請求する旨を伝えた(甲117)。 これに対し、被告フォズも、原告が出張前提で対応することを了承する旨の返信もしており、原告の請求額を了承していることが明らかである(甲117)。 なお、番号4ないし13までの2017年9月分までの未払委託料合計413万4133円は、2017年11月30日に支払われている(甲7)。 | 甲116 甲117 |
| 6 | 2017年6月 | ¥532,651 | 甲47の6 | IM機サンプルウィッグ出張生産 | 人件費 | 人件費 | 甲51 | IM機サンプル生産 人件費 | 否認する。 | ¥0 | | | |
| 7 | 2017年7月 | ¥680,400 | 甲47の7 | IM機サンプルウィッグ生産 | 人件費 | 人件費 | 甲51 | IM機サンプル生産 人件費 | 否認する。 | ¥0 | | | |
| 8 | | | | FZ-480立上げ対応 | 人件費 | 人件費 | 甲51 | 被告フォズ応援要請による立上げ3名×時間外18000(14400×1.25) | 否認する。 | ¥0 | | | |
| 9 | | | | サンプルウィッグ生産 | 人件費 | 人件費 | 甲52 | 量産機サンプル生産 人件費 | 否認する。 | ¥0 | | | |
| 10 | 2017年8月 | ¥815,019 | 甲47の8 | 例外オーダー-170805-1 D-9095 | 72 | 72 | 甲52 | サンプル品 | 一部(66百分)認め | ¥9,000 | | | |
| 11 | | | | 例外オーダー-170805-3 I-08115 | 340 | 340 | 甲52 | 原告は、被告フォズから依頼を受けてサンプルを制作した後、被告フォズから韓国へ返送するよう指示があったことから、原告が直接発送したものである(甲52)。 | | | | | |
| 12 | | | | 例外オーダー-170805-4 I-2080 | 238 | 238 | 甲52 | | | | | | |
| 13 | 2017年9月 | ¥1,097,971 | 甲47の9 | サンプルウィッグ生産 | 人件費 | 人件費 | 甲53 | 量産機サンプル生産 人件費 原告は、被告フォズの依頼を受けて、納品された自動極毛機の調整確認を行ったほか、サンプル品の製作を行った。原告は、被告フォズに対し、人件費を請求したところ、被告フォズからの減額要請を受けて、やむを得ず半額程度に減額調整したものである。 原告は、2017年9月21日、被告フォズから、サンプル45000個の発注を受けた(甲76)。 ところが、その後、被告Aから、口頭で上記サンプルのうち35000個のキャンセルの申込みがあったため、原告は10000個のみを製造した。 | 否認する。 | ¥0 | 無料サンプル品。製品代金ではない高額な人件費の請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない。 | 被告フォズは原告に対し発注書を送付しており、発注していることは明らかである(甲53)。 なお、番号4ないし13までの2017年9月分までの未払委託料合計413万4133円は、2017年11月30日に支払われている(甲7)。 | 甲119 |
| 14 | | | | 通常発注I-08115 | 10000 | 10000 | 甲54、76、83 | | 認める。 | ¥2,235,600 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙26) | 支払義務があることを被告も認めている。 | |
| 15 | | | | 例外オーダー(201個口) | 201 | 201 | 甲54、76、82 | | 否認する。 | ¥0 | 無料サンプル品(原告は複数の製品の個数をまとめて201個と請求しているが、甲82号証から明らかなとおり、一つ一つの製品の個数は10個程度であり、いずれも無料サンプル品である。)。【例外オーダー】という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない。 | 原告は、被告フォズから通常のオーダーとは異なり突然に例外オーダーを受けたために、急遽例外オーダー品の対応を余儀なくされた。原告は、例外オーダーへの対応については被告フォズに対しても報告している(甲120)。 原告は、被告フォズから指示された例外オーダーも納品しているところ、被告フォズからは何ら異議も述べられていない。 | 甲120 |
| 16 | 2017年10月 | ¥3,064,819 | 甲47の10 | 例外オーダー-D9089 | 500 | 500 | 甲54、76、79 | 原告は、2017年10月17日、被告フォズから、D-9089を210個の発注を受けたが、その直後に500個に変更の連絡を受けた。原告は、後日その仕様のソフトが入り、D-9089を500個制作し、納品している(甲79)。 | 認否を留保 | | 「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない原告からinvoiceが提出されるまで、認否は留保する。 | | |
| 17 | | | | 例外オーダー-口頭テスト品 | 60 | 60 | 甲54、76 | 原告は、2017年10月6日、被告Aから、口頭で「コギ状の針を使ってテストしてもらいたい」と依頼され40個分を制作した。また、原告は、被告Aから、口頭で「I-3010もテストで作って欲しい」と依頼され、20個分を制作した。 | 否認する。 | ¥0 同上 | | | |
| 18 | | | | FZ-6号機 無稼働停止時間(検収後17日間の20%) | 補償 | 補償 | 甲54、76、81 | | 否認する。 | ¥0 | | | |
| 19 | | | | FZ-7号機 無稼働停止時間(検収後17日間の20%) | 補償 | 補償 | 甲54、76、81 | | 否認する。 | ¥0 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------------|------------|--------|-------------------------|-----------------------|-------|-------------|--|---|----------|---|---|------|----------------------|
| 20 | 2017年11月 | ¥3,510,355 | 甲47の11 | 例外order 171024-002 | 3500 | 3500 | 甲55の3、4、84 | 原告は、2017年10月30日、被告フォズから、I-4580を3500個、I-4580の仕様違い1500個の例外オーダー・サンプル品製造の発注を受けた(甲55の4、甲84)。原告は、2017年11月15日、当該サンプルを制作し、DHLで出荷した。 | 原告を留保する。 | | 原告の請求書記載の金額は、「例外オーダー」という名目の一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認もしていない。 | 被告フォズは原告に対し発注を送付している。原告も被告フォズの発注を受けて製造したものである。また、原告は、被告フォズに対し、製品の詳細な見積書も提示している。さらに、被告フォズは、原告に対し、「DHLに取りにかせます」とメールを送信しているように、発注を承認している。 | 甲121 | |
| 21 | | | | 例外order 171024-002 混色 | 1500 | 1500 | 甲55の3、4、84 | | 原告を留保する。 | | 「DHLで出荷した。」とのことであれば、Invoiceがあるはずであるので、原告からInvoiceを証拠提出されることを求める。 | | | |
| 22 | | | | 例外オーダーD-9089 | 500 | 500 | 甲85 | 原告は、2017年11月14日、被告フォズからD-9089の例外オーダーサンプル品21個の発注を受けた(甲85)、その後500個に変更となった。原告は、当該サンプルを制作し、被告フォズに納品している。 | 否認する。 | ¥0 | 21個の発注であり(甲85)、無料サンプル品。 | | | |
| 23 | | | | 例外order1711247-1 I-4590 | 20 | 20 | 甲86 | | 否認する。 | ¥0 | 同上 | | | |
| 24 | | | | 例外order1711247-2 I-4590 | 20 | 20 | 甲86 | 原告は、2017年11月24日、被告フォズからI-4590を3種各20個の例外オーダーサンプル品の発注を受けた(甲55の6、甲86)。 | 否認する。 | ¥0 | 同上 | | | |
| 25 | | | | 例外order1711247-3 I-4590 | 20 | 20 | 甲86 | | 否認する。 | ¥0 | 同上 | | | |
| 26 | | | | フォズ責任無稼働停止分 | 補償 | 補償 | | 被告フォズの発注数量の不足により、稼働予定だった自動搬毛機が停止したことによる損失補償分。 | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。 | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 | | |
| 27 | 2017年12月 | ¥3,948,650 | 甲47の12 | 例外171211 I-8580 | 290 | 290 | 甲56、87 | 当時、A氏の希望によりI-8580基準単価換算にて数量と単価を調整+値引き | 一部(甲56の5(32個分)及び甲56の3)のみ認める。 | ¥129,439 | 32個分の発注書はある(甲56の5(16個×2)。また、甲122の7頁「見積OKです。」の返信メールは、甲122の5頁(=甲56の3)のことであり、その他の生産物については発注していない。発注無しで生産され、後に見積請求がきている。なお、甲87は銀行提出用の計画表であり、発注書ではない。全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | 被告フォズが原告に対して各サンプルの作成を依頼し、原告がこれに対する見積書を提示した後に製造している。被告フォズは、原告に対し、原告が提示した見積書も確認している(「見積OKです。」「明日の発送はBが行います。」等の返信メールからも明らかである。)。被告フォズが発注をしていないなどという主張は、明らかに事実と反する。 | 甲122 | |
| 28 | | | | 例外171211 S-LEMIテスト | 1 | 1 | 甲88 | 原告は、被告フォズから、S-Lemiという人工毛を使ったサンプルを作ってもらいたいという依頼を受け(甲88)、確認テストをそれぞれ2回実施した。もっとも、テストの結果、S-Lemiという人工毛は不良が多発し、使用することはできなかった。その後、最終的にI-8580が290個、I-7575が園田人工毛を使った8個のみになった(甲90)。 | 否認する。 | ¥0 | テスト、試作に関しても費用は認められない。「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認もしていない。 | | | |
| 29 | | | | 例外171211 S-LEMI混毛テスト | 1 | 1 | 甲88 | | 否認する。 | ¥0 | 同上 | | | |
| 30 | | | | 例外1712-12-31-7575 | 出来るだけ | 8 | 甲89、90 | | 否認する。 | ¥0 | 同上 | | | |
| 31 | | | | 例外S20171220 | 20 | 20 | | 72ショット品(1平方センチメートル当たり顔毛面72ショット) | 否認する。 | ¥0 | 同上。及び、発注書も全く証拠提出されていない。 | | | |
| 32 | | | | 例外S171225-001 | 10 | 10 | 甲93 | 原告は、2017年12月24日、被告フォズから、国内向けI-100120を10個I-100120を10個のオーダーの発注を受けた(甲93)。原告は、被告フォズが同月28日までに必要と訴えていたことから、同日までに被告フォズに納品した。 | 否認する。 | ¥0 | 無料サンプル品。「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認もしていない。 | | | |
| 33 | | | | 例外S171225-002 | 10 | 10 | 甲93 | | 否認する。 | ¥0 | 同上 | | | |
| 34 | | | | 例外S20171220 UNO社 | 20 | 20 | 甲92 | 原告は、2017年12月21日、被告フォズから、I-20120を20個というサンプル生産の例外オーダーの発注を受けた(甲92)。 | 否認する。 | ¥0 | 同上 | | | |
| 35 | | | | I-08115/YAKI/1B | 5000 | 5000 | 甲91 | 原告は、2017年12月12日、被告フォズから、UNO発注のI-08115・10000個の発注を受けた(甲91)。原告は、時間外及び休日出対応し、年内に製造完了した。 | 認める。 | ¥457,650 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | | | 支払義務があることを被告らも認めている。 |
| 36 | | | | I-08115/YAKI/1B | 5000 | 5000 | 甲91 | | 認める。 | ¥457,650 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | | | |
| 37 | 例外S171228 例外作業 | 21.6 | 21.6 | | 21.6人工の作業をしピーリング処理した。 | 否認する。 | ¥0 | 被告フォズの承認していない一方的な請求であり、発注書も全く証拠提出されていない。また、甲122の7頁「見積OKです。」の返信メールは、甲122の5頁(=甲56の3)のことであり、別の発注依頼である。 | 被告フォズが原告に対して各サンプルの作成を依頼し、原告がこれに対する見積書を提示した後に製造している。被告フォズは、原告に対し、原告が提示した見積書も確認している(「見積OKです。」「明日の発送はBが行います。」等の返信メールからも明らかである。)。被告フォズが発注をしていないなどという主張は、明らかに事実と反する。 | | | | | |
| 38 | | | | フォズ責任無稼働停止分 | 補償 | 補償 | | 原告は、2017年11月15日、被告フォズから12月の予定として28000個の製造販売計画を渡され(甲87)、人員配置シフト変更をし昼夜連続稼働の体制を整えていたが、月初になっても被告フォズから注文書が届かなかった。 | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。 | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 | | |
| 39 | | | | 例外S171228 例外作業 | 35 | 35 | 甲94 | 原告は、2017年12月28日、被告フォズから未至急対応してほしいという連絡を受け、I-105105を35個の例外オーダーを受けた(甲94)。被告フォズによれば、アメリカ向けで、翌29日までに発注する必要があるとのことだったが、同月28日に被告フォズへ発送した。 | 否認する。 | ¥0 | 無料サンプル品。「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認もしていない。 | 被告フォズが原告に対して各サンプルの作成を依頼し、原告がこれに対する見積書を提示した後に製造している。被告フォズは、原告に対し、原告が提示した見積書も確認している(「見積OKです。」「明日の発送はBが行います。」等の返信メールからも明らかである。)。被告フォズが発注をしていないなどという主張は、明らかに事実と反する。 | | |
| 40 | | | | 初期投資装置3240万円分利息 | 利息 | 利息 | | | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。また、当該利息請求は、本件機械代金3240万円の利息請求であると考えられる。 | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 | | |
| 41 | 2018年1月 | ¥2,783,763 | 甲47の13 | 例外orderI-9580①②③ | 30 | 30 | 甲57、96 | 原告は、2018年1月10日、被告フォズからI-9580三種30個・I-8580三種30個の例外オーダーサンプル品のオーダーを受けた(甲96)。 | 否認する。 | ¥0 | 無料サンプル品。「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認もしていない。 | 被告フォズが原告に対して各サンプルの作成を依頼し、原告がこれに対する見積書を提示した後に製造している。被告フォズは、原告に対し、原告が提示した見積書も確認している。被告フォズが発注をしていないなどという主張は、明らかに事実と反する。 | 甲123 | |
| 42 | | | | 例外orderI-8580①②③ | 30 | 30 | 甲57、96 | | 否認する。 | ¥0 | 同上 | | | |
| 43 | | | | 例外orderI-100107①②③④ | 12 | 12 | 甲97 | 原告は、2018年1月16日、被告フォズから、I-100107を四種12個の例外オーダーサンプル品のオーダーを受けた(甲97)。 | 否認する。 | ¥0 | 同上 | | | |
| 44 | | | | I-08115 | 10000 | 10000 | 甲99 | 原告は、被告フォズから、I-08115のUNO社インドネシア向けオーダー10000個の例外オーダーを受けた。原告は、被告Aからメール送信されたDHLの送り状INVOICEを使用し、当該製品を発送した(甲99)。 | 認める。 | ¥915,300 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | | | 支払義務があることを被告らも認めている。 |
| 45 | | | | | | | フォズ責任無稼働停止分 | 補償 | 補償 | | 被告フォズの発注数量の不足により、稼働予定だった自動搬毛機が停止したことによる損失補償分。 | | | 否認する。 |
| 46 | | | | 例外order-180205-001 | 1000 | 1000 | 甲58、100 | 原告は、2018年2月4日、被告フォズから同月5日付けのI-3090サンプル品1000個の例外オーダーを受けた(甲100)。 | 否認する。 | ¥0 | 発注書がない。「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認もしていない。 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|------------|--------|----------------------------|-------------------|------|--|--|---|---|--|---|------|--------------------------|
| 47 | 2018年2月 | ¥3,281,800 | 甲47の14 | 例外order-180215-001 | 12 | 12 | 甲102 | 原告は、2018年2月14日、被告フォズからI-105100サンプル品12個の例外オーダーを受けた(甲102)。原告は、被告フォズが同月15日発注厳守と訴えていたことから、即日対応し、翌15日には被告フォズB氏に対し、ソフトウェアアップグレードの順に引き渡した。 | 否認する。 | ¥0 | 無料サンプル品。「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない。 | 被告フォズが原告に発注書を送付し、原告がこれに対する見積書を提示した後に製造している。 | 甲124 | |
| 48 | | | | 例外order-180219-001 | 1260 | 1260 | 甲102 | 原告は、2018年2月14日、被告フォズからI-5080アフリカ向けを1260個(420個3箱分)のオーダーを受けた(甲102)。 | 一部認める。 | ¥216,478 | 「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない(乙47の被告Aから原告代表者宛メールにて、金額合わないので、生産停止を指示している。)甲59の3のとおり、単価はUSD1.6である。そのため、USD1.6×1260=USD2016となり、左記認める金額は、2018年2月末のTTM107.38にて算定し | 被告フォズが発注をしていないなどという主張は、明らかに事実と反する。 | | |
| 49 | | | | フォズ責任無稼働停止分 | 補償 | 補償 | | | 被告フォズの発注数量の不足により、稼働予定だった自動稼働機が停止したことによる損失補償分。 | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。 | | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 |
| 50 | 2018年3月 | ¥3,340,175 | 甲47の15 | 例外order-180300 (I-5080) | 2000 | 2000 | 甲59 | 原告は、2018年3月11日、被告フォズからI-5080アフリカ向けとして2000個の発注を受けた。原告は、2000個を制作し、同月29日、被告AからDHLの送り方が遅いことから、2月分とともに発送した。 | 一部認める。 | ¥293,300 | 「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない。甲59の3のとおり、単価はUSD1.38である。そのため、USD1.38×2000=USD2760となり、左記認める金額は、2018年3月末のTTM106.27にて算定した。 | 被告フォズが一方的に単価を提示したことに対し、原告は明確に拒否する旨を回答した上で、適正額を提示している。なお、結局、被告フォズは、原告の請求額に対して支払うことを承認している(甲16)。 | 甲125 | |
| 51 | | | | 例外order-180301 (Swiss-Net) | 96 | 48 | | 原告は、被告フォズから96個の発注を受けたが、被告フォズ側で原材料が納品されず48個になる。 | 否認する。 | ¥0 | 無料サンプル品。「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない。 | 被告フォズは、原告に対し、スイスネットで合計96個のサンプルを作成するよう発注している(甲59)。 | | |
| 52 | | | | フォズ責任無稼働停止分 | | | | | 被告フォズの発注数量の不足により、稼働予定だった自動稼働機が停止したことによる損失補償分。 | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。 | | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 |
| 53 | 2018年4月 | ¥4,018,938 | 甲47の16 | 例外order-180300 (I-5080) | 1500 | 1500 | 甲60 | 原告は、2018年4月16日、被告フォズからI-5080を1500個の例外オーダーを受けた(甲60)。原告は、1500個を制作し、被告フォズが海外に発送した。 | 一部認める。 | ¥226,350 | 「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない。2018年3月に続きリピートオーダーであるので、単価は甲59の3と同様にUSD1.38である。そのため、USD1.38×1500=USD2070となり、左記認める金額は、2018年4月末のTTM109.35にて算定した。 | 被告フォズが原告に発注書を送付し、原告がこれに対する見積書を提示している。被告フォズが発注をしていないなどという主張は、明らかに事実と反する。なお、「被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない。」と主張する一方で、「2018年3月に続きリピートオーダーである」とした上で単価を算定しており、結局被告フォズが当該オーダーを発注した事実を前提としており、矛盾していると言わざるを得ない。 | 甲126 | |
| 54 | | | | 例外order-Swiss-Net先行確認40S | | | 甲103 | 原告は、2018年4月20日、被告フォズから、UNO社から送られた新しいネットのテストをして欲しいとの連絡を受けた(甲103)。原告は、D-100106を2種類の条件で12個ずつ計24個の作業とした。今回のテストは使えないかの確認のためのテストであったため、先行確認の作業とした。原告は、テストの結果及び成菓物を被告フォズに報告した。 | 否認する。 | ¥0 | テスト、試作にすぎず、「例外オーダー」という名目で原告からなされた一方的な高額請求であり、被告フォズは当該金額での発注をしていないし、原告の請求を承認していない。 | | | |
| 55 | | | | 例外order-Swiss-Net先行確認50S | | | 甲103 | | 被告フォズの発注数量の不足により、稼働予定だった自動稼働機が停止したことによる損失補償分。 | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。 | | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 |
| 56 | | | | フォズ責任無稼働停止分 | | | | | 被告フォズの発注数量の不足により、稼働予定だった自動稼働機が停止したことによる損失補償分。 | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。 | | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 |
| 57 | 2018年5月 | ¥2,954,880 | 甲47の17 | 発注無し | (17730) | 0 | 甲104、105 | 原告は、2018年5月9日、被告フォズからI-5080を1500個、D91100を9030個、色違い8700個・小計17730個、トータル19230個のオーダーシートを受け取った(甲104)。また、原告は、2018年5月11日、被告フォズから、3000個の例外オーダーの発注を受けた(甲105)。しかしながら、原告が製品の制作にあたり被告フォズに対して原材料の在庫等を確認したところ、原材料の入毛(糸)欠品や不足並びに補毛するネットに大きな穴が多数開いている不良が多発し、生産する以前の不良が多発した。原告は、被告フォズに対し、月末までに再度も連絡を入れたが、被告フォズは受入検査・品質管理・不良発生時の対応とも杜撰だった。原告は、被告フォズの社歴な対応のために、相当の期間ライン停止に追い込まれることになった。 | 否認する。 | ¥0 | 同上。 | 被告フォズが原告に対し発注書を送付したことは証拠上明らかである(甲104、105)。 | 甲127 | |
| 58 | | | | フォズ責任無稼働停止分 | 補償 | 補償 | | | 被告フォズの発注数量の不足により、稼働予定だった自動稼働機が停止したことによる損失補償分。 | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。 | | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 |
| 59 | 2018年6月 | ¥3,265,920 | 甲47の18 | 発注無し | (17730) | 0 | | 2018年5月9日正式オーダー9030/8700計17730個が入ったもの。先月に引き続き、原材料の不良や欠品・入荷遅延などのトラブルが相次ぎ、1台稼働機も故障した。これらによりライン停止が頻発した。これらによりライン停止が頻発した。この様な状況であったため生産が完了する目途が立たず、納品もしていない事から発注無しとした。 | 否認する。 | ¥0 | 同上。 | 原材料の不良や欠品・入荷遅延などのトラブルが相次ぎ、1台稼働機も故障した。これらによりライン停止が頻発した。原告から被告フォズに対し、生産停止分の請求をする旨を通知したが、被告フォズも否認する旨の返信をしている。 | 甲128 | |
| 60 | | | | フォズ責任無稼働停止分 | | | | | 被告フォズの発注数量の不足により、稼働予定だった自動稼働機が停止したことによる損失補償分。 | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。 | | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 |
| 61 | 2018年7月 | ¥3,831,752 | 甲47の19 | D91100#1B (Fedex出荷分) | 1056 | 1056 | 甲61 | 2018年5月9日正式オーダー9030/8700計17730個が入った分に關し、6月に先に1000個UNOに先行確認のため前払いを条件に、原告も発送を承諾した。7月になり、被告フォズから、1056個分をどうしても発送して欲しいという依頼があったことから、前払い無く1056個をFedexでUNOに出荷した。 | 否認する。 | ¥0 | 原告から、突然、一方的に前払いへの条件変更の申し出があり、激怒した密先のUNO社から取引をキャンセルされた。被告フォズも、原告からの前払いの条件変更の申し出を承諾していない。 | 原告は、被告フォズから1056個分をどうしても発送して欲しいという依頼があったことから、前払い無く1056個をFedexでUNOに出荷したものである。また、被告フォズはUNO社が断ったことと主張するが、仮にUNO社が断ったとしても、原告に対して直接製品の発注をしたものは被告フォズであることと変わりなく、被告フォズが委託料の支払義務を免れることができる理由はない。 | 甲128 | |
| 62 | | | | D91100#1B (在庫) | 9030 | 7974 | | 9030個生産完了(9030-1056=7974) | 否認する。 | ¥0 | 上記のとおり、UNO社から取引できないとの連絡が入り、原告にも伝えたが、原告が一方的に生産を続けたもの。原告はUNO社に直接販売交渉をしたものの、UNO社は断ったと聞いている。 | | | |
| 63 | | | | D91100#1B (在庫) | 8700 | 2197 | | D91100#1Bとあるが、カラーは「#1B」ではなく「#1」フォズとUNO社の商談が決裂したため稼働停止した。良品のみで2197個を納品した。 | 否認する。 | ¥0 | 同上。 | | | |
| 64 | | | | D91100#1B (フォズ納品) | 60 | 60 | | フォズに先行して納品した分となる。 | 認める。 | ¥20,347 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | 支払義務があることを被告らも認めている。 | | |
| 65 | | | | サンプル送料 | 送料 | 800円 | | D-91100 (フォズ納品) 60個の送料 | 認める。 | ¥864 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | 支払義務があることを被告らも認めている。 | | |
| 66 | 保管料 IM機他 | 一式 | 3000円 | | インテリジェントマシンIM機保管料 | 認める。 | ¥3,240 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | 支払義務があることを被告らも認めている。 | | | | | |
| 67 | 2018年8月 | ¥521,992 | 甲47の20 | | | | 18年3月〜7月迄の未払い分の金利、及び、32,400,000円投資分の各月分の変換金利の総計が521,992円となる。原告は8月決算のため、8月31日付けで年内の遅延金利利息を算出した。 | 否認する。 | ¥0 | 原告からの一方的な請求であり、被告フォズは承認していない。また、当該利息請求は、本件機械代金3240万円の利息請求であると考えられ | 被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 | | | |
| 68 | 2019年2月 | ¥570,886 | | | | | 原告の経理処理によるもの | 否認する。 | ¥0 | 請求書もなく、原告の経理処理も不明。 | 経理処理とは、それまでの原告の請求額に追加があったために調整した金額である。被告フォズも支払うことを承認している(甲16)。 | | | |
| 69 | 2019年3月 | ¥4,102 | 甲47の21 | | | | | 認める。 | ¥4,102 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | | | | |
| 70 | 2019年4月 | ¥4,102 | 甲47の21 | | | | 原告は、被告フォズに対し、撤去するよう通知したが、被告らは放置したままだった。 | 認める。 | ¥4,102 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | | | | |

支払義務があることを被告らも認めている。

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---------|--------|--------|-----|--|--|--|--|------|--------|-----------------------|----------------------|
| 71 | 2019年5月 | ¥4,102 | 甲47の21 | 保管料 | | | | フォズの残置物 インテリジェントマシンIM機・溶着機・重いローラー装置・フォズ資産の人工毛500kg以上・I-08115 (良品10000個/不良5000個程度) | 認める。 | ¥4,102 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | |
| 72 | 2019年6月 | ¥4,102 | 甲47の21 | 保管料 | | | | | 認める。 | ¥4,102 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | |
| 73 | 2019年7月 | ¥4,102 | 甲47の21 | 保管料 | | | | IM機は2000万円以上掛けたものだが、フォズが呼んだリサイクル業者が、IM機を油圧ハンドで踏み破壊してトラックに積み込んだ。残りの残置物もフォズのB氏とG氏が引き取った。 | 認める。 | ¥4,102 | 全額支払い済み(甲7の「入金」欄、乙46) | 支払義務があることを被告らも認めている。 |